

○指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則

平成27年 3月26日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例（平成27年指宿市条例第10号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(協議会の所掌事項)

第3条 条例第5条の調和のとれた地熱活用協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地熱発電事業の実施による周辺温泉への影響に関すること。
- (2) 地熱発電事業の稼動に関すること。
- (3) 発電後の熱水などを活用した各種事業における評価に関すること。
- (4) 地熱資源によって地熱発電事業者が得た利益を市に還元する方策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業計画又は変更事業計画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(事業計画への同意)

第4条 市長は、条例第11条第1項又は第13条の規定により同意した場合は、地熱発電事業者に対して同意書を交付するものとする。

(事業計画の内容の著しい変更)

第5条 条例第13条に規定する「著しい変更が生じる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 事業主体者を変更する場合
- (2) 資源量調査の範囲又は調査方法を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- (3) 井戸の掘削箇所、口径の拡大又は深度を変更（軽微な変更を除く。）す

る場合

(4) 利用目的を変更する場合

(5) 前2号に準じる事業計画の内容の大きな変更をする場合

(事業の着手及び完了報告)

第6条 地熱発電事業者は、条例第11条第1項の地熱発電事業に係る資源量調査又は土地の掘削工事に着手したときは、事業着手届（第1号様式）を、当該調査又は当該工事が完了したときは事業完了届（第2号様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

(事業の変更報告)

第7条 条例第13条に規定する事業計画の変更は、事業変更届（第3号様式）により行うものとする。

(周辺環境に変化を招いた場合の必要な措置)

第8条 条例第4条第1項に規定する「必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

(1) 市への報告

(2) 温泉利用事業者が自ら行う対応策の実施

(3) 市が温泉利用事業者に対して指示した対応策の実施

(地熱発電事業者が行わなければならない説明の時期)

第9条 条例第4条第3項に規定する「機会」とは、次に掲げるときをいう。

(1) 資源量調査を行うとき。

(2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条及び第11条で定められた土地の掘削を行うとき。

(3) 掘削した井戸での噴気試験を行うとき。

(4) 環境影響調査を行うとき。

(5) 設備の建設を行うとき。

(6) 市が地域住民への説明を求めたとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

事業着手届

年 月 日

指宿市長 様

（事業者）住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

電話

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則第6条に基づき、事業の着手について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
事業着手年月日	年 月 日

第2号様式（第6条関係）

事業完了届

年 月 日

指宿市長 様

（事業者）住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則第6条に基づき、事業の完了について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
事業完了年月日	年 月 日

第3号様式（第7条関係）

事業変更届

年 月 日

指宿市長 様

（事業者）住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

電話

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則第7条に基づき、事業の変更について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
変更内容	
事業変更年月日	年 月 日

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)